

高砂市体育協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツの振興により市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の育成に寄与することを目的として、高砂市体育協会補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、高砂市体育協会(以下「協会」という。)とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象経費は、次に掲げる事業に要する経費とする。

- (1) スポーツに関する大会及び各種競技会等の開催
- (2) 指導者の育成又はスポーツ教室等各種スポーツの普及啓発
- (3) スポーツの指導若しくは奨励又は競技力の向上
- (4) 協会加盟団体の強化発展と相互の協調
- (5) スポーツに関する調査、研究又は広報
- (6) スポーツに関する功労者及び優秀選手の表彰
- (7) その他協会の目的達成のために必要な事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、毎年度予算で定める額の範囲内とする。

(補則)

第5条 補助金の交付手続については、この要綱に定めるもののほか、高砂市各種事業等補助金交付規則(昭和47年高砂市規則第16号)に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。